



目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局港湾整備部計画課】		2
○ 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】		6
◇ 公 告		
○ 北九州港港湾計画の変更の概要【港湾空港局港湾整備部計画課】		7
◇ 上下水道局		
○ 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】		9
◇ 訂 正		
○ 第5758号の訂正【都市戦略局計画部都市計画課】		10

北九州市告示第460号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、北九州広域都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局港湾整備部計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月17日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 武内和久

1 分区の種類及び範囲

(1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司二丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司北三丁目地先、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、響町一丁目、響町二丁目、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畠区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

(2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、響町一丁目、響町一丁目地先
、響町二丁目、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の
各一部

北九州市戸畠区

大字戸畠、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の
各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三
丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畠区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畠区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

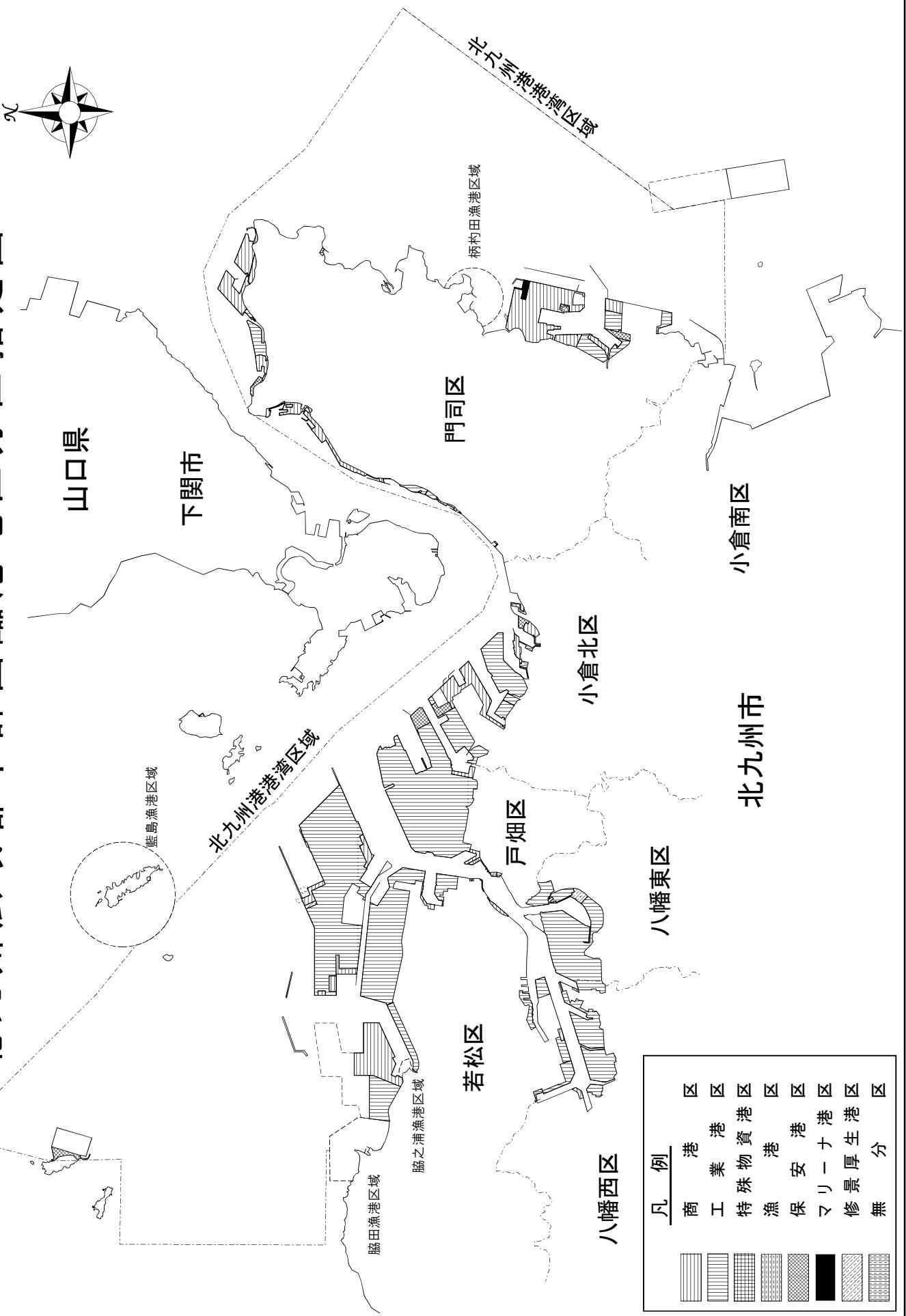
(7) 修景厚生港区

北九州市門司区

新門司北三丁目の一部
北九州市若松区
本町一丁目及び響町一丁目の各一部
北九州市八幡東区
大字枝光の一部

2 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図
次の図面のとおり

北九州広域都市計画臨港地区分区指定図



北九州市告示第461号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月17日

北九州市長 武内和久

4 臨港交通施設の道路の表の門司の項中

大里1号 道路	門司区大里 本町二丁目	37.00	10.00	アスファルト舗装
大里2号 道路	門司区大里 本町二丁目	61.50	6.00	コンクリート舗装

を

大里1号 道路	門司区大里 本町二丁目	37.00	10.00	アスファルト舗装
------------	----------------	-------	-------	----------

に

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の大里第1船だまり1号荷さばき地の項中「564.72」を「933.72」に改める。

北九州市公告第854号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第11項の規定により、北九州港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和7年12月17日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 武内和久

1 港湾計画の変更の概要

北九州港港湾計画の改訂の概要（令和5年北九州市公告第828号）によりその概要を公告した北九州港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

物揚場

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
白野江地区	4	60	廃止

(2) 危険物取扱施設設計画

ドルフィン

地区名	水深 (メートル)	バース数	用途
戸畠地区	12	1	一般船用

(3) 専用埠頭計画

物揚場

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
白野江地区	4	60	一般船用

(4) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積 (ヘクタール)	
	変更前	変更後
新門司北地区	10	10

(5) 土地造成及び土地利用計画

土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)		用途
	変更前	変更後	

新門司北地区	3 1	3 1	緑地
	1 5 3	1 5 4	港湾関連用地
	4	3	交流厚生用地
白野江地区	1	0	埠頭用地
	1	0	港湾関連用地
	0	1	工業用地

2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港湾整備部計画課

北九州市上下水道局告示第52号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年12月17日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
3002	有限会社TGコーポレーション 五嶋武夫	小倉南区上吉田 二丁目18番2号	令和6年6月19日

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和 7年	第5758号	2	表の門司区 の項中	、吉志七丁目、 吉志新町一丁目	、吉志七丁目
			表の若松区 の項中	、大字藤木、片 山三丁目	、大字藤木
		4	表の門司区 の項中	、吉志七丁目、 吉志新町一丁目	、吉志七丁目
			表の若松区 の項中	、大字藤木、片 山三丁目	、大字藤木